**平成２６年（フ）第３１号**
兵庫県佐用郡佐用町三日月1026番地
債務者　江見　英朗
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部
**平成２６年（フ）第７５号**
福岡県飯塚市伊岐須224番地１　市営蟹ヶ浦住宅４棟44号
債務者　桑野　孝夫（旧姓安川）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
**平成２６年（フ）第９０号**
富山市向新庄町１丁目６番30―203号　シティハイムミウラ、前住所富山市富岡町91番地１　ＵＳセピア206号
債務者　池内　久美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
富山地方裁判所民事部
**平成２６年（フ）第９２号**
富山市清水町９丁目６番13号
債務者　中川美由紀
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
富山地方裁判所民事部
**平成２６年（フ）第９４号**
富山県滑川市金屋1665番地
債務者　園　　正章
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
富山地方裁判所民事部
**平成２６年（フ）第３８６号**
熊本市中央区出水５丁目11番31号
債務者　城本　健次
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
**平成２６年（フ）第３９３号**
熊本市東区秋津町秋田3066番地22
債務者　横山　征之
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
**平成２６年（フ）第２３７号**
静岡県浜松市南区白羽町2700番地の２　中田島団地Ｃ17―306
債務者　福原　将人
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
**平成２６年（フ）第２８５６号**
大阪市城東区永田４丁目６番３号　404
債務者　多田　一央
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
**平成２６年（フ）第３０３５号**
大阪市淀川区加島４丁目３番14号
債務者　本田　　博
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
**平成２６年（フ）第１２８０号**
横浜市西区岡野２丁目15番６号　岡野福祉会館
債務者　堤　　祐樹
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
**平成２６年（フ）第１２８６号**
横浜市緑区鴨居６丁目２番５号　ハイツ寿202号
債務者　石原　裕太
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部
**平成２６年（フ）第３０３号**
静岡市清水区八木間町424番地の６
債務者　石川　知子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部
**平成２６年（フ）第３２８号**
栃木県宇都宮市泉が丘３丁目22番２号　泉が丘市営住宅２号棟202号室、前住所栃木県宇都宮市元今泉３丁目８番９号　新宇都宮ハイツ202
債務者　菊池　和恵
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
**平成２６年（フ）第３２９号**
栃木県宇都宮市駒生町3361番地16　サニーコーポ３―103号室
債務者　岡本　正二
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
**平成２６年（フ）第３３１号**
栃木県宇都宮市平出町3652番地28　レジデンス上野Ｂ101
債務者　石川　貴之
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係